○農林水産省告示第二千十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市大井町字観音寺二六九五の七八八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県関市板取字川浦四六〇四の四二・四六〇四の四三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百二十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
本田技研工業株式会社 汎用パワープロダクツ事業本部 細江船外機工場	静岡県浜松市北区細江町気賀5794番1	船外機（連続最大出力が74キロワット以下のものに限る。）	平成28年10月5日から平成33年10月4日まで

○国土交通省告示第千百二十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
シンフォニアテクノロジー株式会社 豊橋製作所	愛知県豊橋市三弥町字元屋敷150番地	発電機（定格出力が交流2000キロボルトアンペア、直流1500キロワット以下のものに限る。）	平成28年10月13日から平成33年10月12日まで
〃	〃	電動機（定格出力が1500キロワット以下のものに限る。）	〃
〃	〃	配電盤	〃
〃	〃	制御器	〃

○国土交通省告示第千百二十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第六回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十年十一月十二日から平成三十四年三月三十一日まで

三　施行地区　埼玉県さいたま市西区大字高木字氷川、字小明、字道下、字稲荷下及び字稲荷前の各一部、大字清河寺字丸山の全部、字西原、字前原、字大塚及び字天山の各一部、大字指扇字大の全部、字木、字大西及び字増永の各一部

四　土地区画整理事業の名称　さいたま都市計画事業大宮西部特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目四十二番地七

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十年十一月十二日

七　事業計画の変更（第六回）の認可の年月日　平成二十八年十月十二日

○国土交通省告示第千百二十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
東亜工機株式会社	佐賀県鹿島市大字山浦丁1430番地30	内燃機関のシリンダ	平成28年9月29日から平成33年9月28日まで
〃	〃	内燃機関のシリンダライナ	平成28年10月13日から平成33年9月28日まで
〃	〃	内燃機関のシリンダカバー	〃

○国土交通省告示第千百三十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社ダイハツメタル 出雲工場	島根県出雲市神西沖町ナ2400番地	内燃機関のシリンダライナ	平成28年10月7日から平成33年10月6日まで

○国土交通省告示第千百三十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
三菱重工エンジン&ターボチャージャ株式会社	神奈川県相模原市中央区田名3000番地	内燃機関（シリンダの径が450ミリメートル未満のものに限る。）	平成28年10月13日から平成33年10月12日まで
〃	〃	排気タービン過給機	〃

○国土交通省告示第千百三十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年九月二十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5360号	持運び式双方向無線電話装置	HT649	ENTEL HK PHILIPPINES	PH-112 West Main Ave. Laguna Technopark Annex Binan, Laguna, Republic of Philippines